

教私第2411号
令和元年9月19日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園・認定こども園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律による学校教育法、教育職員免許法
及び私立学校法の一部改正について（通知）

標記について、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長、同省初等中等教育
局財務課長及び同省高等教育局私学行政課長から通知がありましたので、お知
らせします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』
に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いしま
す。

【ホームページアドレス『私立学校（園）向けのお知らせ』】
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

大阪府教育庁私学課
検査・指導グループ 井上
TEL 06-6941-0351（内線 4882）